

## 審査基準

### 1. 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者を採択案件に決定する。ただし、後述の4. 評価基準のうち、評価項目(1)-③において得点がない者は、他の評価項目で得点があったとしても失格となる。

### 2. 審査方法

企画提案書に基づき、九州大学中央図書館・理系図書館デジタルサイネージ機器設置及び有償広告募集業務選定委員会（以下、「選定委員会」という）において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

### 3. 評価項目

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

〔評価項目〕

#### (1) 事業内容に関する評価

- ①機器の設置方法について
- ②機器のメンテナンス体制について
- ③広告料について
- ④その他、特記すべき独自の企画、提案内容等について

#### (2) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ①ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有しているか。

### 4. 評価基準

(1) 上記3. については、以下の評価基準により5段階評価を行う。

評価項目	配点	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
(1)-①	20	20	16	12	0	0
(1)-②	20	20	16	12	0	0
(1)-③	40	40	32	24	0	0

(1)-④	20	20	16	12	8	4
(2)-①	5	5	4	3	2	1

評価項目	点数	評価基準
(1) 事業内容に関する評価		
①機器の設置方法について	20	図書館利用者の安全が確保できる設置方法であれば普通
②機器のメンテナンス体制について	20	定期的なメンテナンス体制及び故障時の修理体制があれば普通
③広告料について	40	1,100万円を普通とし、1,100万円を超えて1,230万円までを優れている、1,320万円を超える場合は大変優れている（金額は全て、5年間、消費税及び地方消費税含む）
④その他、特記すべき独自の企画、提案内容等について	20	特記すべき独自の企画、提案内容等があれば評価
(2) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価	5	認定区分により自動算定

※①②は安全管理・危機管理の観点から5段階評価（0点あり）としている。

※③は広告掲載料基準額設定の関係上5段階評価（0点あり）としている。

(2) 上記3. の「(2) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている場合は外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・プラチナえるぼし認定 = 5点
- ・えるぼし認定段階3（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 4点
- ・えるぼし認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 3点
- ・えるぼし認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 2点
- ・行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） = 1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみ

ん認定企業・プラチナくるみん認定企業)

- ・プラチナくるみん認定企業 = 5点
- ・くるみん認定企業(R7.4.1以降の基準) = 4点
- ・くるみん認定企業(H29.4.1以降～R7.3.31迄の基準) = 3点
- ・トライくるみん認定企業 = 3点
- ・くるみん認定企業(H29.3.31迄の基準) = 2点
- ・令和7年4月1日以後に行動計画策定又は変更済(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)  
= 1点

○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

- ・ユースエール認定企業 = 3点

○上記に該当する認定等を有しない = 0点